

証券コード 4695
2020年2月28日

株主各位

東京都港区芝四丁目1番23号
株式会社 **マイスターエンジニアリング**
代表取締役社長 平野 大介

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2020年2月27日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

決議事項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案のとおり承認可決され、2020年3月30日を効力発生日として、当社普通株式1,558,400株を1株に併合することと決定いたしました。

この結果、当社の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、2020年2月27日から2020年3月25日まで整理銘柄に指定された後、2020年3月26日をもって上場廃止となる予定です。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決され、2020年3月30日をもってその効力を生じることと決定いたしました。変更の内容は次のとおりであります。

第1号議案の株式併合に伴い、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

第1号議案の株式併合に伴い、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元の株式数）及び第9条（単元未満株主の権利）の全文を削除し、その他単元未満株式に関する規定を削除又は変更するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

第3号議案 資本金の額の減少の件

本件は、原案のとおり承認可決され、当社の資本金の額981,662,000円のうち881,662,000円を減少して、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円とすることとなりました。なお、資本金の額の減少の効力が生じる日は、2020年3月31日を予定しております。

以上

株式併合及び単元株式数の定めを廃止について

当社は、本臨時株主総会において、2020年3月30日をもって当社普通株式1,558,400株を1株に併合すること及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却し、又は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様の所有する当社株式の数に当社株式に対する公開買付けにおける公開買付価格と同額である1,150円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

2. 今後のスケジュール

当社普通株式の最終売買日	2020年3月25日（水）（予定）
当社普通株式の上場廃止日	2020年3月26日（木）（予定）
株式併合の効力発生日	2020年3月30日（月）（予定）

以上